

参 考 資 料

- 1 技術指針（条例）
- 2 事前配慮指針（条例）
- 3 計画段階環境影響評価技術指針（要綱）
- 4 諮問書（京都市環境影響評価等に関する条例改正に伴う技術指針及び事前配慮指針の改定について）
- 5 平成23年度第1回 京都市環境審議会 環境影響評価条例部会 資料（平成23年11月10日開催）

技 術 指 針

(平成11年1月29日京都市告示第348号)

技術指針

第1章 一般的事項

第1節 趣旨

- 1 この技術指針は、京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価及び事後調査（以下「環境影響評価等」という。）が適切かつ円滑に実施されるよう環境影響評価等に係る項目、方法等について定めるものとする。
- 2 事業者は、この技術指針に基づき、事業の特性及び地域の特性を考慮して、環境影響評価等に係る項目、方法等について選定するものとする。
- 3 この技術指針は、科学的知見の進展に応じ必要があると認めるときは、改定するものとする。

第2節 用語

この技術指針で使用する用語は、この指針に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

第2章 環境影響評価及び事後調査に関する共通事項

第1節 環境要素

環境影響評価等の対象となる項目（以下「環境要素」という。）は、表-1に掲げるとおりとする。

表-1 環境要素の区分

1	大気質
2	騒音（低周波空気振動を含む。）
3	振動
4	悪臭
5	水質（底質、地下水を含む。）
6	土壌
7	水象
8	地形・地質
9	地盤
10	日照阻害
11	電波障害
12	風害
13	植物
14	動物
15	生態系
16	景観
17	人と自然との触れ合いの活動の場
18	文化財
19	廃棄物等
20	地球環境への負荷
21	その他

第2節 環境影響要因

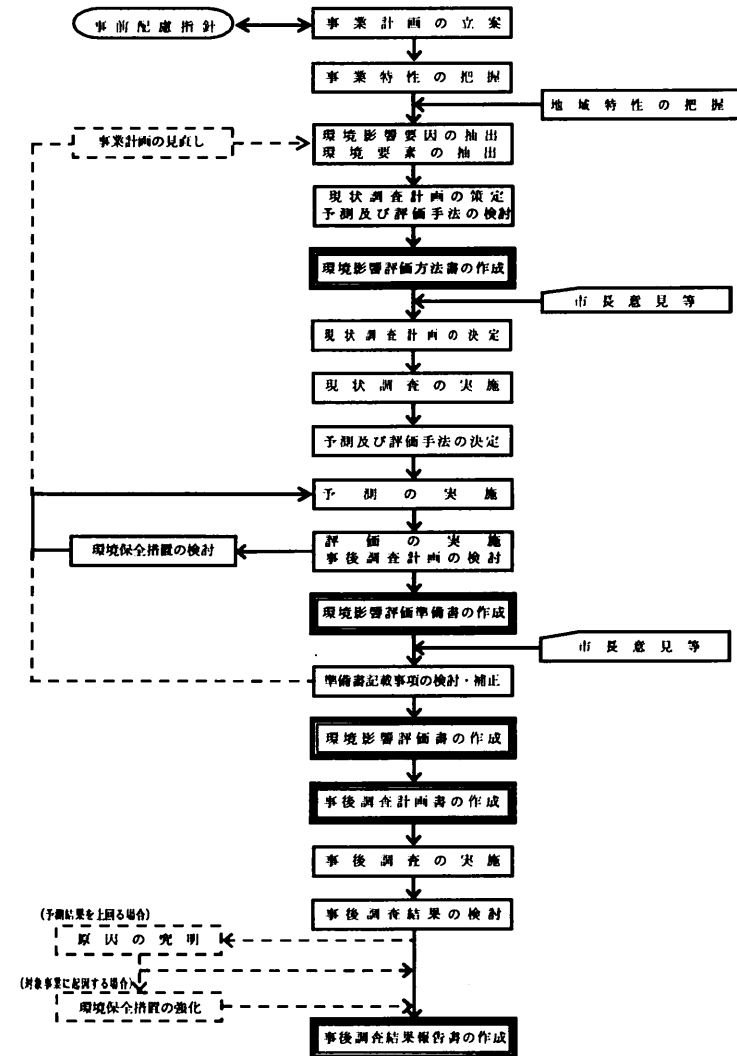
対象事業及び当該対象事業と密接に関連して実施される事業（以下「対象事業等」という。）の実施に当たって、環境に影響を及ぼすおそれのある要因（以下「環境影響要因」という。）を対象事業等に係る工事中、土地又は供用後の施設の存在並びに供用の各段階について、表－2を参考に抽出するものとする。

表－2 環境影響要因の例

区 分	環境影響要因の例
工 事	土地形状の改変（切土、掘削、埋立て等）、 植生の改変（樹林の伐採等）、建造物等の構築、 既存工作物の解体、建設機械の稼働、建設資材等の運搬等
存 在	道路・鉄軌道・建築物等の存在、土地形状の改変等
供 用	自動車等の走行、建築物等の供用、人の立入等

第3章 実施手順

環境影響評価等は、図－1に示す実施手順により行うものとする。



図－1 環境影響評価等の実施手順

1 環境影響評価方法書の作成手順

事業者は、以下の手順に従って環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成するものとする。

(1) 事業計画の立案

事業計画の策定に当たっては、事前配慮指針に基づいて必要な環境への配慮を行うものとする。

(2) 事業特性の把握

対象事業に係る環境影響評価等の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業等の内容（以下「事業特性」という。）を把握するものとする。

(3) 地域特性の把握

対象事業に係る環境影響評価等の項目並びに調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって、当該選定を行うに必要と認める範囲内で、当該選定に影響を及ぼす対象事業を実施すべき区域及びその周囲の歴史的・文化環境を含む自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握するものとする。

(4) 影響を受ける環境要素の抽出

事業特性及び地域特性を考慮して、環境影響要因と環境要素の関連を表一３に示す関連表により整理し、対象事業等の実施により影響を受けると考えられる環境要素を抽出するものとし、抽出した理由又は抽出しなかった理由を明らかにするものとする。

(5) 現状調査計画の策定

現状調査は、対象事業等の実施が環境に及ぼす影響の内容、程度について予測、評価するための基礎資料を得ることを目的とし、第4章を参考に現状調査項目及び調査方法等を選定するものとする。

表一3 環境影響要因・環境要素関連表

[illegible]

(6) 予測及び評価手法の検討

現状調査項目ごとに、事業特性及び地域特性を考慮して第4章を参考に予測及び評価を行う項目（以下「予測項目」という。）、方法等を検討するものとする。

(7) 方法書の作成

事業特性、地域特性、調査、予測及び評価の手法、事前配慮の内容等を記載した方法書を作成し、市長に提出するものとする。

2 環境影響評価準備書及び環境影響評価書の作成手順

事業者は、以下の手順に従って環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）及び環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成するものとする。

(1) 現状調査計画の決定

ビラの配布等により方法書の記載内容の周知を図るとともに、環境の保全の見地から提出された市民等の意見に対する事業者の見解を市長に提出するものとする。方法書に対する市長意見を勘案するとともに、市民等の意見に配慮して、現状調査項目、調査範囲、調査期間等に検討を加え、現状調査計画を決定するものとする。

(2) 現状調査の実施

現状調査計画に基づき、第4章に定める現状調査の手法に従って現状調査を実施するものとする。

(3) 予測及び評価の実施

方法書に対する市長意見を勘案し、並びに市民等の意見に配慮するとともに、現状調査の結果を踏まえて、予測手法及び評価手法を決定し、実施するものとする。

(4) 環境保全措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響が極めて小さいと判断される場合以外の場合は、事業者により実行可能な範囲内で予測項目に係る環境影響をできる限り回避し、又は低減する措置、並びに必要に応じ、損なわれる環境の有する価値を代償するための措置（以下「環境保全措置」という。）を検討するものとする。

(5) 準備書の作成

現状調査結果、予測及び評価の結果、環境保全措置の検討の経過、事後調査の計画等を記載した準備書及び準備書を要約した書類を作成し、市長に提出するものとする。

(6) 評価書の作成

説明会を開催する等、準備書の記載内容の周知を図るとともに、環境の保全の見地から提出された意見及び公聴会で述べられた意見に対する事業者の見解を市長に提出するものとする。

準備書に対する市長意見を勘案するとともに、市民等の意見に配慮して、準備書の記載事項の検討、補正を行い、評価書及び評価書を要約した書類を作成し、市長に提出するものとする。

3 事後調査計画書の作成手順

(1) 事後調査計画の検討

環境への影響の重大性に応じ、工事中及び供用後の環境の状態等を把握するための調査（以下「事後調査」という。）の必要性について検討し、事後調査の項目、調査頻度、実施時期等の検討を行うものとする。

(2) 事後調査計画の準備書及び評価書への記載

事後調査計画については、準備書及び評価書に記載するものとする。準備書に記載された事後調査計画に対する市長意見を勘案するとともに、市民等の意見に配慮して、事後調査計画に係る記載事項の検討、補正を行い、評価書に記載するものとする。

(3) 事後調査計画書の作成

評価書に記載された事後調査の計画を基に実施計画を定め、事後調査計画書を作成し、工事着手届とともに市長に提出するものとする。

4 事後調査結果報告書の作成手順

(1) 事後調査結果の整理

工事中及び存在、供用の各段階で事後調査を実施し、予測の結果及び環境基準等の環境の保全上の目標値との関係を整理するものとする。

(2) 原因究明等

事後調査の結果が予測を上回った場合は、その原因究明を行うものとする。

原因究明の結果、対象事業等の実施に起因して、環境への影響が認められる場合には、追加して実施する環境保全措置を検討するものとする。

なお、環境の状況が人の健康に重大な被害が生じるおそれがある場合など緊急を要する場合には、直ちに環境保全対策を講じるとともに、当該措置による環境の状況の変化について調査を実施するものとする。

(3) 事後調査結果報告書の作成

事後調査結果を整理（原因究明を行った場合には、その手法、検討結果を含む。）し、事後調査結果報告書を作成し、市長に提出するものとする。

第4章 環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針

第1節 事業特性等の把握

1 事業特性の把握

事業特性の把握として、以下の項目について調査するものとする。

- (1) 対象事業の種類
- (2) 対象事業の規模
- (3) 対象事業の工事計画の概要
- (4) 施工後に当該土地又は工作物において行われることが予定されている事業活動等の概要
- (5) その他対象事業等に関する事項

2 地域特性の把握

地域特性を表－4を参考に把握するものとする。

地域特性の把握は、対象事業等が実施される区域を含む地域を基本とし、最新の既存文献の収集、整理等により把握するものとするとともに、当該既存文献の出典を明らかにするものとする。

表－４ 地域特性調査項目

区 分		調査項目の例
自然環境	地 象	地形の分類，地質の構造等
	水 象	河川，池沼に係る流況等
	気 象	気温，湿度，降水量等
	生 態 系	植物の生育状況，動物の生息状況等
社会環境	人 口	人口，世帯数，人口密度等
	産 業	産業別事業所数及び従業者数，生産量等
	土 地 利 用	土地利用の現況，都市計画法に基づく地域地区等の決定状況，周辺地域における開発の動向等
	水 域 利 用	上水・農業用水等の水利権の設定状況及び利水状況，地下水の利用状況，漁業権の設定状況等
	交 通	交通網，道路交通状況，鉄道・軌道の利用状況等
	都 市 施 設 等	下水道の普及状況，公園・緑地等の配置，学校・病院等の配置，野外レクリエーション地の概況等
	文 化 財	有形文化財，記念物，伝統的建造物群，周知の埋蔵文化財包蔵地及び文化財環境保全地区の分布
	景 観	自然風景保全地区，伝統的建造物群保存地区等の指定状況等
関係法令等による地域指定		環境要素に係る環境の概況，環境基準等の適合状況等

第２節 現状調査

１ 現状調査項目

対象事業等の実施により影響を受けると考えられる環境要素を表－３に示す関連表により整理，抽出し，抽出された環境要素を把握するために別表１に示す調査項目のうちから必要なものを選定し，現状調査項目とする。

なお，事業者は，環境影響評価の手法を選定し，又は環境影響評価を行う過程において現状調査項目，手法等の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては，必要に応じ，その見直しを行わなければならない。

２ 調査地域

調査地域は，事業特性及び地域特性を考慮して，対象事業等の実施により各現状調査項目ごとに，当該環境要素が環境に影響を及ぼすと予想される範囲を含む地域とする。

３ 調査地点

調査地点は，事業特性及び地域特性を考慮して，調査地域の各環境要素の状況を適切に把握し得るように設定する。

４ 調査期間等

調査期間，時期及び頻度は，地域特性を考慮して，各環境要素の状況を把握し得るように設定する。

特に，季節等による変動を把握する必要がある現状調査項目に係るものについては，これを適切に把握できるよう調査に係る期間，時期及び頻度に留意しなければならない。

５ 調査の手法

現状調査の実施及び情報の整理等に当たっては，以下の点に留意するものとする。

- (１) 調査は，文献の収集又は現地調査により実施するものとする。
- (２) 文献の収集による場合は，当該情報が記載されていた文献名，当該

情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出自及びその妥当性を明らかにできるようにしなければならない。

- (3) 現地調査による場合は、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低減するため、可能な限り環境への影響が小さい手法を選定するよう努めなければならない。
- (4) 情報の収集、整理又は解析について、法令等により定められた手法がある環境要素に係る現状調査項目については、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- (5) 希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすること、その他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

第3節 予測

1 予測項目

対象事業等の実施による環境負荷及び当該事業の実施を含む将来の環境の状態を予測するものとし、予測項目は、事業特性及び地域特性を考慮して、必要なものを選定する。

なお、事業者は、環境影響評価の手法を選定し、又は環境影響評価を行う過程において予測項目、手法等の選定に係る新たな事情が生じた場合にあっては、必要に応じ、その見直しを行わなければならない。

2 予測地域

予測地域は、事業特性及び地域特性を考慮して、対象事業等の実施により各環境要素の状況に影響を及ぼすと予想される地域とする。

予測地点は、予測地域を代表し得る地点、特に影響を受けるおそれがある地点、保全すべき対象等への影響を把握し得る地点等、環境への影響を的確に把握できる地点を設定するものとする。

3 予測時期

工事の実施中及び存在・供用段階で実施するものとする。

工事に係る予測項目については、工事計画を考慮し、工事の最盛期等の環境への影響が最大となる時期とする。

存在及び供用に係る予測項目については、対象事業等の計画目標時期又は供用開始後定常状態になる時期とする。

4 予測の手法

予測の手法は、事業特性及び地域特性を考慮して、環境の状況の変化又は環境への負荷の量を、理論に基づく計算、模型による実験、事例の引用又は解析その他の手法により、定量的に把握することを基本とし、予測項目ごとに別表2に示す方法を参考に適切なものを選択する。

なお、予測の前提となる対象事業等の稼働条件、予測に使用する原単位等の設定条件を明確にするとともに、理論式等を使用する場合にあっては、現況再現性について検討するものとする。

第4節 評価

1 評価項目

評価項目は、予測項目と同一とする。

2 評価方法

評価に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 評価項目ごとに調査及び予測の結果（環境保全措置を検討した場合にあっては、当該検討を行った結果を含む。）を踏まえ、建造物の構造・配置のあり方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全措置を対象として、複数の案を時系列に沿って若しくは並列的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等により、対象事業等の実施により当該評価項目に及ぶおそれがある影響が、実行可能な範囲内で可能な限り回避され、又は低減されており、必要に応じ、その他の方法により環境の保全についての配慮が適正になされているか否かを評価するものとする。
- (2) 環境基準、京都市環境保全基準等が示されている評価項目にあっては、当該基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているか否かを評価するものとする。
- (3) 事業者以外の者が行う環境の保全のための措置等の効果を見込む場合にあっては、当該措置の内容及びその可能性について明らかにするものとする。
- (4) 評価項目ごとにとりまとめられた結果の概要を一覧できるように取りまとめること等により、他の環境要素に及ぼすおそれがある影響について、検討を行うよう留意するものとする。

第5章 環境の保全のための措置に関する指針

1 環境の保全のための措置の検討

予測の結果、環境影響がないと判断される場合及び環境影響が極めて小さいと判断される場合以外の場合は、実行可能な範囲内で環境保全措置を検討するものとする。

環境基準、京都市環境保全基準等が示されている評価項目にあっては、当該基準等の達成に努めることを目的とするものとする。

2 代償措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境への影響を回避し、又は低減することを優先するものとし、これらの検討結果を踏まえ、必要に応じ、当該事業等の実施により損なわれる環境要素と同種の環境要素を創出すること等により損なわれる環境要素の持つ環境の保全の観点からの価値を代償するための措置（「代償措置」という。）の検討を行うものとする。

3 検討経過の整理

環境保全措置の検討に当たっては、環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるよう整理するものとする。

4 留意事項

環境保全措置の検討にあたっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 環境保全措置の効果及び必要に応じ、不確実性の程度
- (2) 環境保全措置の実施に伴い生じるおそれのある環境影響
- (3) 環境保全措置を講ずるにもかかわらず存在する環境影響
- (4) 環境保全措置の内容、実施期間、実施主体その他の環境保全措置の実施の方法

第6章 事後調査の計画に関する指針

1 事後調査項目

(1) 施設調査

対象事業等の工事、存在、供用の各区分ごとに、対象事業等の実施に伴う施設等の稼働状況、環境保全措置の実施状況等を調査するものとする。

(2) 環境調査

予測及び評価結果を考慮して、評価項目のうちから、必要なものを選定する。

2 事後調査時期

工事の実施中及び存在・供用段階で実施するものとする。

工事に係る項目については、工事計画を考慮し、工事の最盛期等の環境への影響が最大となる時期とする。

存在及び供用に係る項目については、対象事業等の計画目標時期を基本とし、計画目標時期までに相当期間がある場合には、供用開始時にも調査を実施するものとする。

3 事後調査地点

環境調査に係る事後調査地点は、予測地域の各環境要素の状況を適切に把握し得るように設定することとし、予測地点と同一の地点を基本とする。

4 事後調査方法

事後調査の実施及び情報の整理等に当たっては、以下の点に留意するものとする。

- (1) 情報の収集、整理又は解析について、法令等により定められた手法がある環境要素に係る現状調査項目については、当該法令等により定められた手法を踏まえ、適切な調査の手法を選定するものとする。
- (2) 現状調査と同様、調査の実施に伴う環境への影響を回避し、又は低

減するため、可能な限り環境への影響が小さい手法を選定するよう努めるものとする。

- (3) 希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすること、その他の希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。
- (4) 調査によって得られた結果は、予測の結果及び環境基準、京都市環境保全目標等の基準とを分かりやすく整理するものとする。
- (5) 事後調査の結果と予測の結果が著しく乖離している場合には、予測に用いた値及び予測式について検討を加えるものとする。

別表 1

調 査 項 目

調 査 項 目	調 査 項 目 の 細 区 分
(1) 大 気 質	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、窒素酸化物、降下ばいじん、その他必要な項目
(2) 気 象	風向、風速、気温、湿度、日射量、放射収支量、降水量、その他必要な項目
(3) 騒 音	騒音レベル、等価騒音レベル、低周波空気振動、その他必要な項目
(4) 振 動	振動レベル、地盤卓越振動数、その他必要な項目
(5) 悪 臭	アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレアルデヒド、イソバレアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸、臭気濃度、臭気強度、その他必要な項目
(6) 水 質	ア 河川・池沼水質、地下水質 (7) 生活環境に係る項目 水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質、溶存酸素、大腸菌群数、全窒素、全磷、その他必要な項目 (4) 人の健康保護に係る項目 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、その他必要な項目 イ 底質 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、その他必要な項目
(7) 土 壌	カドミウム、全シアン、有機磷、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、その他必要な項目
(8) 水 象	河川・池沼の形態、湛水量、地下水位、その他必要な項目

(9) 地形・地質	地形・地物の種類、重要な地形・地質、その他必要な項目
(10) 地 盤	地盤沈下量、その他必要な項目
(11) 日 照 阻 害	冬至日における日影時間、その他必要な項目
(12) 電 波 障 害	電波受信状況（地上波、BS波）、その他必要な項目
(13) 風 害	風向、風速、その他必要な項目
(14) 植 物	植物相、植生、水生植物、その他必要な項目
(15) 動 物	動物相（哺乳類、鳥類、は虫類、両生類、魚類、昆虫類）、その他必要な項目
(16) 生 態 系	上位性・典型性・特殊性を有する生物種の生態及びその生育・生息状況、生育・生息環境の状況、種の多様性の状況、その他必要な項目
(17) 景 観	景観の構成要素の現況、景観資源の分布、重要な視点場の状況、その他必要な項目
(18) 人と自然との 触れ合いの 活動の場	野外レクリエーション地等の分布・利用状況、その他必要な項目
(19) 文 化 財	有形文化財、記念物、伝統的建造物群、周知の埋蔵文化財包蔵地及び文化財環境保全地区の分布、その他必要な項目
(20) 廃棄物等	廃棄物 発生及び処理の状況、その他必要な項目 残 土 掘削残土の性状、その他必要な項目
(21) 地球環境への 負 荷	温室効果ガスの発生量の状況、その他必要な項目
(22) 土 地 利 用	住居等の位置、分布、その他必要な項目
(23) 水 域 利 用	農業用水等の使用状況、その他必要な項目
(24) 発 生 源	発生源の種類、規模、排出条件、稼働状況、発生負荷量、その他必要な項目
(25) そ の 他	その他必要な項目

別表2

予 測 方 法

環境要素	予測項目	予測方法	留意事項
(1) 大気質	発生源 排出ガス量 濃度 負荷量等	・ 事業計画に基づく推定 ① 大気拡散モデルを用いる数値計算 ② 風洞実験 ③ 野外拡散実験 ④ 類似事例による推定 ⑤ その他適切な方法による推定	必要に応じて、長期予測 及び短期予測を実施する。
	大気質 寄与濃度		
	大気質 環境濃度	・ バックグラウンド濃度に寄与濃度を 加算して推計	将来のバックグラウンド 濃度の推定が困難な 場合は、現状の環境の状 況を採用する。
(2) 騒音	発生源 音源の状況（パワー レベル、周波数特性 等）	・ 事業計画に基づく推定 ① 騒音伝達モデルを用いる数値計算 ② 経験的回帰式による推計 ③ 模型実験 ④ 類似事例による推定 ⑤ その他適切な方法による推定	発生源の時間変動に留 意する。
	騒音レベル 時間別騒音レベル、 等価騒音レベル等		必要に応じて、低周波音 の音圧レベルを予測す る。
(3) 振動	発生源 振動源の状況	・ 事業計画に基づく推定 ① 振動伝達理論式を用いる数値計算 ② 経験的回帰式による推計 ③ 類似事例による推定 ④ その他適切な方法による推定	発生振動の時間変動に 留意する。
	振動レベル		
(4) 悪臭	発生源 排出量 濃度等	・ 事業計画に基づく推定 ① 拡散モデルを用いる数値計算 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	時間変動に留意する。
	悪臭 悪臭物質濃度 臭気 濃度等		
(5) 水質	発生源 排水量 濃度 負 荷量 温度等	・ 事業計画に基づく推定 ① 理論式等を用いる数値計算 ② 実験式等による推計 ③ 類似事例による推定 ④ その他適切な方法による推定	時間変動に留意する。
	水質 河川水質 地下水質 底質（汚染物質の濃 度）		
(6) 土壌	発生源 有害物質の使用状況	・ 事業計画に基づく推定 ① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	
	土壌 有害物質の濃度		
(7) 水象	河川状況 流速の変化 池沼等の水 位の変化 地下水位の変化等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	
	地形 変化する程度 特異な 地形の消滅等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	
(8) 地形・地質	地質 変化する程度 特異な 地質の消滅等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	
	地質 変化する程度 特異な 地質の消滅等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	

(9) 地盤	地盤沈下等	① 圧密モデルを用いる数値計算 ② 水収支モデルを用いる数値計算 ③ 時系列式による推計 ④ 経験的回帰式による推計 ⑤ 類似事例による推定 ⑥ その他適切な方法による推定	
(10) 日照阻害	冬至日の日影時間の変化	① 数値計算による日影等の作成 ② 模型実験 ③ その他適切な方法による推定	
(11) 電波障害	電波障害の程度	① 理論式を用いる数値計算 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	
(12) 風害	地表風の風向 風速	① 風洞実験 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	
(13) 植物	植物相・植生の変化 生育環境の 変化 貴重な植物種・植生の消滅等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	必要に応じて、大気質 水質 水象等の変化と関 連させる。
(14) 動物	動物相の変化 生育環境の変化 貴重な動物種の消滅等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	必要に応じて、大気質 騒音 水質 水象等の変 化と関連させる。
(15) 生態系	生態系の変化 種の多様性の変化 生態系を代表する種の生育・生育環 境の変化	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	必要に応じて、大気質 騒音 水質 水象等の変 化と関連させる。
(16) 景観	景観資源 眺望景観	・ 事業計画に基づく推定 ① 立体模型の作成 ② 予想図 透視図等の作成 ③ モンタージュ写真の作成 ④ ビデオによる画像合成 ⑤ その他適切な方法による推定	歴史的文化環境との調 和に留意する。
	眺望景観		
(17) 人と自然との 触れ合いの活 動の場	触れ合い 活動の場の改変 利用状況 の変化等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ 予想図 写真等の作成 ④ その他適切な方法による推定	
(18) 文化財	文化財の毀損・消滅 利用状況の 変化等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ 予想図 写真等の作成 ④ その他適切な方法による推定	歴史的文化環境との調 和に留意する。
(19) 廃棄物 等	廃棄物 廃棄物の種類及び発生量 廃棄物の 処理体系 再生資源の利用等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ 経験的回帰式による推定 ④ その他適切な方法による推定	
	残土 残土の種類 性状及び発生量 残土 の処理体系 有害物質の濃度等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	
(20) 地球環境への 負荷	温室効果ガス等の発生量 吸収量 回収量等	① 事業計画に基づく推定 ② 類似事例による推定 ③ その他適切な方法による推定	必要に応じてオゾン層 破壊物質の使用量等に ついて把握する。
(21) その他	その他必要項目	・ 適切な方法による推定	

事前配慮指針

(平成11年1月29日京都市告示第347号)

事前配慮指針

第1章 一般的事項

第1節 趣旨

- 1 この事前配慮指針は、京都市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第6条第1項に基づき、事前配慮を適切かつ円滑に行うよう必要な事項を定めるものである。
- 2 事業者は、この事前配慮指針に基づき、環境影響評価の手續に先立ち、事業計画の構想、立案の過程において、自ら事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての適正な配慮を行うものとする。
- 3 この事前配慮指針は、科学的知見の進展に応じ必要があると認めるときは、改定するものとする。

第2節 用語

この事前配慮指針で使用する用語は、この指針に定めるもののほか、条例で使用する用語の例による。

第3節 位置付け

1 環境政策における位置付け

この事前配慮指針は、条例に基づくものであるが、京都市環境基本条例第9条第2項第3号に掲げる環境の保全に関する配慮の指針の一部をなすものでもある。

2 対象

この事前配慮指針は、条例の対象事業及び条例第38条によって準用された法対象事業を対象とする。

3 他の事業への活用

この事前配慮指針は、2に掲げる事業を対象とするが、それ以外の事業

においても、この指針の趣旨を尊重し、当該事業の性格等を考慮して、可能な限りこの指針を活用して環境の保全についての適正な配慮が行われることを期待するものである。

第4節 適用

1 事前配慮指針の適用の考え方

- (1) この事前配慮指針は、事業計画策定における構想、立案の段階から、その事業計画の内容や熟度に応じて環境の保全についての適正な配慮を行うことにより、事業計画を柔軟に検討できる時点で可能な限り環境への負荷を回避し、又は低減することを旨としている。したがって、事業者は、事業計画を着想した時点からこの指針との整合性を検討しなければならない。
- (2) この事前配慮指針は、事業計画に係る環境への負荷を可能な限り回避し、又は低減するための指針である。したがって、事業者は、この指針に掲げられている事項を当該事業計画が満たしたことが即ち環境保全上最適な計画となったと解釈せず、この指針を参考としつつ、可能な限り環境に調和した事業計画とするよう努力しなければならない。
- (3) この事前配慮指針は、事業者が、自ら事業計画を検討し、環境への負荷を回避し、又は低減するためのものである。事業者の自主的な取組を支援するため、市長は、指導、助言等を行うものとする。

2 事前配慮指針の適用手順

(1) 調査及び把握

事業者は、事業内容に基づき、当該事業の環境影響に係る要因を可能な限り把握するとともに、事業実施予定区域が定まっている場合には、既存資料等を活用して当該区域及びその周辺の状況を把握する。

(2) 配慮事項の抽出

事業者は、(1)で把握した事項を検討し、この事前配慮指針に基づいて配慮すべき事項を抽出する。

(3) 配慮事項の事業計画への応用可能性の検討

事業者は、(2)で抽出した事項を検討し、当該事業計画における応用可能性を検討し、その可能性、検討すべき時期等を整理する。

(4) 配慮事項の適用

事業者は、(3)で整理した内容に基づき、事前配慮を行う。

(5) 配慮状況の点検

事業者は、計画立案の各段階において、計画がこの事前配慮指針に適合しているかどうかを点検し、必要に応じ配慮内容の見直しを行う。

(6) 市長の助言

事業者は、上記のいずれの段階においても、条例第7条第2項に基づき市長に助言を求めることができる。

第2章 指針

第1節 事業の分類

この事前配慮指針では、条例に掲げる対象事業について、以下のとおり分類し、その特性に応じて配慮事項を適用するものとするが、個々の事業の特性により、柔軟に配慮事項を取捨するものとする。

農林業計画
住宅系計画
工業系計画
商業系計画
道路計画
鉄軌道計画
空港計画
ダム・堰等河川工事計画
発電所計画
廃棄物処理施設計画
下水道終末処理場計画
運動・レクリエーション施設計画
その他の計画

第2節 配慮事項

1 共通項目

- (1) 事業地や路線等の選定など、事業の計画に当たっては、候補となる地域の環境づくりやまちづくりの方針等との整合性を確保する。
- (2) 事業地や路線等の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、事業地の環境特性を十分把握し、自然環境・自然風景や町並み、歴史的文化環境との調和を図るなど、周辺の土地利用との整合性に配慮する。
- (3) 事業地や路線等の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、保存すべき貴重種や文化財等への影響を可能な限り回避する。
- (4) 事業地や路線等の選定、土地の改変や施設の設置等に当たっては、生物の生息環境等周辺の生態系の保全に配慮するとともに、事業により失われる自然環境については、必要に応じ代償措置を講じるなど自然環境の保全に配慮する。
- (5) 事業の計画に当たっては、大気汚染、水質汚濁等の公害を防止することはもとより、汚染・汚濁物質の発生等の環境への負荷を可能な限り低減する。
- (6) 事業地の下流域における利水状況を把握し、利水への影響を回避するよう配慮する。
- (7) 土地の改変や樹木の伐採等を最小限とするとともに、事業計画地内において土工量バランスに配慮する。
- (8) 土地の改変部分等は、周辺の生態系との整合を図りつつ可能な限り植栽するとともに、生物の移動経路等を確保するよう配慮する。
- (9) 温室効果ガス等地球環境への負荷を可能な限り低減するよう努める。
- (10) 廃棄物の減量化や再生利用、未利用エネルギーの積極的利用を図るとともに、地域冷暖房やコージェネレーション等効率的なエネルギー利用が可能となるシステムを組み込むなど、省資源・省エネルギー対策に配慮する。
- (11) 地下構造物の建設に当たっては、地下水脈及び埋蔵文化財等について調査を行い、その保全措置を講じるとともに、土壌の流出防止等に配慮する。

- (12) 建設工事においては、粉じんの飛散、濁水の流出及び騒音・振動の発生防止に努めるとともに、建設廃棄物・残土の発生抑制、リサイクル及び適正処理に配慮する。

2 農林業計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 林道の敷設や農地の開発など、土地の改変により周辺の自然環境、利水、水質等に影響を及ぼさないよう配慮する。
- (2) 住宅地等に近接する地域にあっては、堆肥や畜産等の悪臭により周辺地域の生活環境への影響が生じないように配慮する。
- (3) 森林の水源涵養機能の保全や表土の流出防止等に配慮する。
- (4) 土壌や水域、地下水等の汚染が生じないように配慮する。

3 住宅系計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 幹線道路及び工場等の既存公害発生源からの影響を被らないよう、緩衝緑地の設置や遮音性の高い構造の採用等に配慮する。
- (2) 下水道未整備地域においては、水質汚濁を生じさせないように適切な排水処理設備を設置する。
- (3) 公共交通機関への利便性の確保を図るなど、自動車への依存を抑制するよう配慮する。
- (4) アクセス道路の設置に当たっては、混雑や渋滞が生じないよう円滑な交通流の確保に配慮するとともに、防音壁や緩衝緑地を設置するなど、公害防止に努める。
- (5) 周辺の土地利用を考慮して、適切な施設配置等を図る。
- (6) 団地内通路の整備に当たっては、自転車道や遊歩道を設置するなど、安全に歩行でき、地域コミュニティが確保されるよう十分配慮する。
- (7) 緑地、公園、水辺等の整備、雨水浸透システムの導入等に配慮する。
- (8) 建物の配置に際しては、近隣騒音、日照障害及び電波障害の防止に努める。

4 工業系計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 操業に伴う公害を防止するため、発生源での処理の徹底を図り、周辺環境への影響を可能な限り低減する。
- (2) 有害物質による環境汚染が生じないように、その製造、保管、使用、廃棄及び輸送に当たっては、適正な管理、処分及び施設の整備を図る。
- (3) 業務用、通勤用交通量の増加に伴う自動車公害を防止するため、物流システムの改善を図るなど効率的輸送に努めるとともに、公共輸送機関への利便性の確保に配慮する。また、従業員の通勤には公共輸送機関の利用促進に努めるなど、交通量の抑制に配慮する。
- (4) 業務用車等への低公害車等の導入に配慮する。
- (5) 周辺の土地利用を考慮して、適切な施設配置等を図る。
- (6) 建物の建設に当たっては、電波障害の防止と周辺に与える日照障害の影響を最小限に止めるよう努めるとともに、不適切な屋外広告物や照明等によって景観を損ね、又は光害を起こさないよう配慮する。
- (7) 施設の配置、高さ、意匠が、良好な都市景観の創出に寄与するよう配慮するとともに、土地利用等の設定等に当たっては緑地や水辺を確保するなど、快適で潤いのある空間の創出に配慮する。
- (8) 原材料への再生資源の利用を促進するなど、省資源対策に配慮する。
- (9) 用水の確保に当たっては、地下水利用を可能な限り控えるよう努める。

5 商業系計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 業務用、通勤用交通量の増加に伴う自動車公害を防止するため、物流システムの改善を図るなど効率的輸送に努めるとともに、公共輸送機関への利便性の確保に配慮する。また、従業員の通勤には公共輸送機関の利用促進に努めるなど、交通量の抑制に配慮する。
- (2) 業務用車等への低公害車等の導入に配慮する。
- (3) 来客者等による人の集中に伴う自動車公害を防止するため、公共輸送機関への利便性の確保に配慮し、利用促進に努める。

- (4) 周辺の土地利用を考慮して、適切な施設配置等を図る。
- (5) 建物の建設に当たっては、電波障害の防止と周辺に与える日照障害の影響を最小限に止めるよう努めるとともに、不適切な屋外広告物や照明等によって景観を損ね、又は光害を起こさないよう配慮する。
- (6) 施設の配置、高さ、意匠が、良好な都市景観の創出に寄与するよう配慮するとともに、土地利用等の設定等に当たっては緑地や水辺を確保するなど、快適で潤いのある空間の創出に配慮する。
- (7) 包装容器の簡素化や回収を推進するなど、省資源対策に努める。

6 道路計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 道路の整備に当たっては、市街地における交通渋滞の解消及び通過交通量を減少させること並びに既存の道路や鉄道との接続に配慮するなど、本市の総合的な都市交通体系との整合性を確保する。
- (2) 道路構造の選定及び道路施設の配置、設計等に当たっては、良好な都市景観の創出に寄与するよう配慮する。
- (3) 自転車道や遊歩道を設置するなど、安全に歩行でき、地域コミュニティが確保されるよう十分配慮する。
- (4) 幹線道路の設置に当たっては、排出ガスによる大気汚染や騒音の影響を軽減するよう配慮する。特に、市街地を通過する場合には、防音壁や緩衝緑地の設置、又は地下・半地下構造の採用等に配慮する。
- (5) 有料道路の設置に当たっては、インターチェンジや料金所の設置について、渋滞や急激な加減速を避け、円滑な交通流が確保できるよう配慮する。
- (6) 高架道路の設置に当たっては、日照障害や電波障害等の防止に配慮する。
- (7) 換気塔の設置に当たっては、低騒音型の機器の設置や排ガス処理の技術的開発状況に配慮する。
- (8) 路面の構造については、水循環の確保及び低騒音化を図るために、排水性舗装等の導入に配慮する。

7 鉄軌道計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 鉄軌道の整備に当たっては、市街地における交通渋滞の解消及び通過交通量を減少させること並びに既存の道路や鉄道との接続に配慮するなど、本市の総合的な都市交通体系との整合性を確保する。
- (2) 軌道の敷設に当たっては、騒音・振動等の防止に配慮する。特に、市街地を通過する場合には、防音壁や緩衝緑地の設置、又は地下・半地下構造の採用等に配慮する。
- (3) 高架軌道の設置に当たっては、日照障害や電波障害等の防止に配慮する。
- (4) 駅舎の設置に当たっては、既存の道路や鉄道との接続に配慮するとともに、駐輪場の設置等により利便性の向上に配慮する。また、施設の配置、高さ、意匠が、良好な都市景観の創出に寄与するよう配慮するとともに、敷地内に緑地や水辺を確保するなど、快適で潤いのある空間の創出に配慮する。

8 空港計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 立地の選定に当たっては、騒音等による公害被害が生じないように、周辺の土地利用に配慮する。
- (2) 施設の配置、高さ、意匠が、良好な都市景観の創出に寄与するよう配慮するとともに、敷地内に緑地や水辺を確保するなど、快適で潤いのある空間の創出に配慮する。

9 ダム・堰等河川工事計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 施設の構造を、河川生態系に配慮したものとするよう努める。
- (2) 施設の配置、高さ、意匠が、良好な都市景観の創出に寄与するよう配慮するとともに、敷地内に緑地や水辺を確保するなど、快適で潤いのある空間の創出に配慮する。

10 発電所計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 汚染物質や温室効果ガスの排出の少ない燃料や技術を使用するように配慮するとともに、排出ガス等による公害を防止する施設等を設置し、発生源での処理の徹底を図る。
- (2) 余熱等の利用を積極的に行い、エネルギー効率の向上に配慮する。
- (3) 近接する地域において、騒音や電波障害等の公害が生じないように努める。
- (4) 送電線及び通信ケーブル等を地下に埋設するなど、景観の保全に配慮する。
- (5) 緑地を確保し、潤いのある空間の創出に配慮する。

11 廃棄物処理施設計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) ごみ焼却施設の建設計画に当たっては、適正配置が図られるよう配慮する。
- (2) ごみ焼却施設及び最終処分場等の廃棄物処理施設の操業に伴う大気汚染、水質汚濁、悪臭等の公害を防止する施設等を設置するとともに、搬入路における環境の保全に配慮する。特に、有害物質の除去に係る最新技術の導入に努める。
- (3) 発電等による廃熱利用を積極的に推進し、資源やエネルギーの回収、利用に努める。
- (4) 搬出入に当たっては、低公害車等の導入に努める。
- (5) 緑地を確保し、潤いのある空間の創出に配慮する。

12 下水道終末処理場計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 放流水の高度処理に努め、汚濁負荷の低減を図る。
- (2) 下水処理水については、修景用水、雑用水等への再利用及び下水廃熱の有効利用の促進を図るとともに、下水汚泥の有効利用の促進に配慮する。

(3) 悪臭等の公害によって周辺地域に影響を及ぼさないよう努める。

(4) 緑地を確保し、潤いのある空間の創出に配慮する。

13 運動・レクリエーション施設計画

共通項目に加えて以下の点に配慮する。

- (1) 野外レクリエーション施設等においては、雑排水等による水質汚濁の防止に努める。
- (2) 農業等を使用する可能性がある施設においては、排水及び浸出水等の適正処理に努める。
- (3) 緑地を確保し、潤いのある空間の創出に配慮する。

14 その他の計画

共通項目について配慮するとともに、個々の事業の性格に応じて上記の事業ごとの配慮事項を活用する。

計画段階環境影響評価技術指針

計画段階環境影響評価技術指針

この技術指針は、京都市計画段階環境影響評価要綱（以下「要綱」という。）第5条第1項の規定に基づき、対象計画に係る計画段階環境影響評価が適切かつ円滑に実施されるよう、対象計画の複数案の設定、計画段階環境影響評価に係る項目、方法等について定めるものである。

1 一般的事項

（1）技術指針の活用等

計画段階環境影響評価制度は、個別事業の計画等の立案段階を対象に、環境影響評価を実施するものであるが、実施事例が蓄積され、技術的にもある程度確立された手法が示されている事業実施段階環境影響評価とは異なり、我が国での実施事例が極めて少なく、技術的手法について知見が不足している状況である。このことから、当面は、本技術指針に示す内容を参考に、計画段階環境影響評価を実施していくこととするが、今後、事例を蓄積して、適宜、検討を加えるものとする。

なお、本制度で対象とする計画等は、その熟度等が事業の種類によっても異なることが想定されることから、一律に本技術指針で示す内容に拘束されることなく、弾力的かつ柔軟に計画段階環境影響評価を実施していくものとする。

（2）用語

本技術指針で使用する用語は、以下に定めるものの他、要綱において使用する用語の例による。

ア 社会面

基本的に計画等の合目的性をいい、人口や福祉、文化などの一般的な社会科学の側面をいうものではない。

イ 経済面

基本的に事業の経済性をいい、当該計画等による市場や産業への波及効果、雇用創出などの一般的な経済の側面を含むものではない。

（3）実施時期

本制度の実施時期については、要綱第4条に規定しているところであり、第一種計画、第二種計画及び第三種計画のそれぞれの実施時期の関係は、図－1に示すとおりである。

第三種計画については、本制度を適用した後に策定される第一種計画及び第二種計画についても、基本的には、本制度を適用する必要がある。ただし、当該計画の策定により、環境への影響が著しいものとなるおそれがない場合にあっては、適用しないことができる。

また、第一種計画については、本制度を適用した後、事業実施段階環境影響評価を適用することとなるが、第二種計画については、本制度を適用した後に事業実施段階環境影響評価の手続を経ることなく事業化に至るものである。

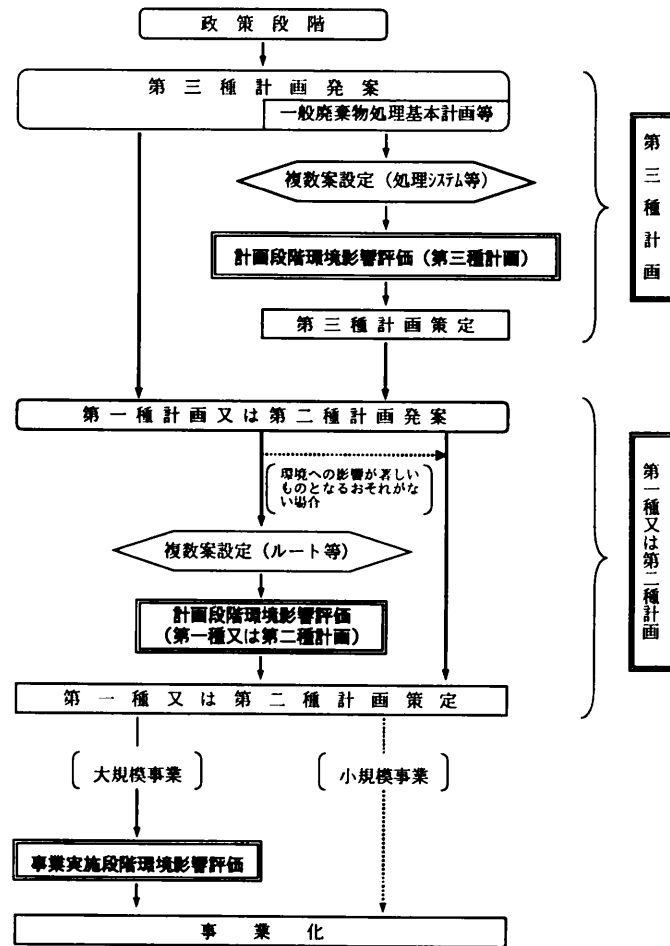


図-1 計画段階環境影響評価の実施時期

(4) 実施手順

計画段階環境影響評価等は、図-2に示す実施手順により行うものとする。

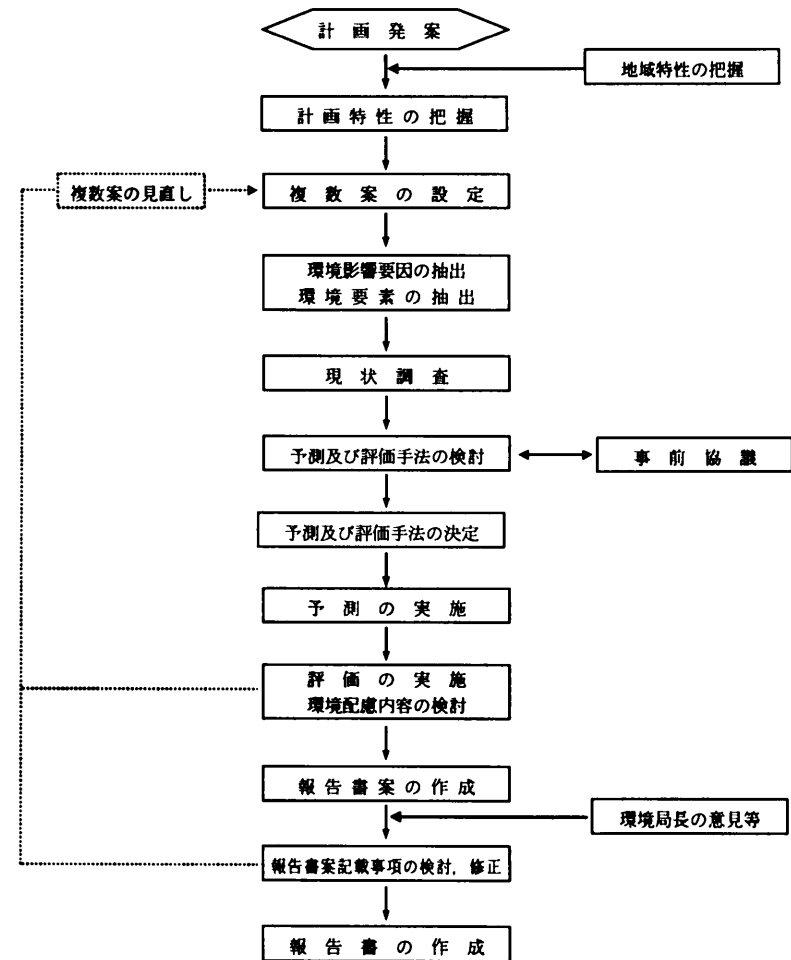


図-2 計画段階環境影響評価等の実施手順

(5) 報告書案及び報告書の作成手順

計画策定局長等は、以下の手順に従って報告書案及び報告書を作成するものとする。

ア 計画特性の把握

対象計画に係る計画段階環境影響評価等の複数案の設定及び環境影響評価項目の選定に当たって、当該設定等を行うための条件等を把握するため、対象計画策定の背景や目的等の対象計画の内容（以下「計画特性」という。）を明らかにするものとする。

イ 地域特性の把握

対象計画の複数案の設定及び環境影響評価項目の選定に当たって、当該選定等を行うために必要と認める範囲内で、対象計画を実施しようとする地域の歴史的・文化環境も含む自然的・社会的状況（以下「地域特性」という。）を把握するものとする。

ウ 複数案の設定

計画特性及び地域特性を考慮して、複数案を設定するものとする。なお、設定する複数案は、計画全体を対象とすることもあれば、計画の一部分を対象とすることも可能であるものとする。

エ 環境要素等の抽出

計画特性及び地域特性を考慮して、環境要素と環境要因（対象計画の実施により環境を保全、創造する場合も含めて、環境に影響を及ぼすおそれのある要因）の関連を整理し、環境影響評価を実施する環境要素を抽出するものとし、抽出した理由を明らかにするものとする。

オ 現状調査

対象計画の実施が環境に及ぼす影響の内容、程度（保全、創造される場合も含む。）について予測、評価するための基礎資料を得ることを目的とし、原則として、既存資料の収集、整理を行うものとする。

なお、既存資料から十分な情報が得られない場合には、必要に応じて、現地調査等を実施するものとする。

カ 予測及び評価手法の検討

現状調査を踏まえ、計画特性及び地域特性を考慮して、予測及び評価を行う項目、方法等を検討し、その内容について、環境局長と協議するものとする。

キ 予測及び評価の実施

現状調査の結果及び予測手法等に関する環境局長との協議を踏まえ、予測及び評価手法を決定し、実施するものとする。

ク 環境配慮内容の検討

予測の結果、複数案ごとに、計画策定局長等により実行可能な範囲内で保全、創造される内容や環境影響をできる限り回避し、又は低減するための配慮内容、並びに、損なわれる環境の有する価値を代償するための配慮内容（以下「環境配慮内容」という。）を検討し、各案の長所、短所の他、環境配慮内容を整理し、明らかにするものとする。

なお、計画策定局長等は、必要に応じて複数案や環境配慮内容について見直しを行うことが重要である。

ケ 報告書案の作成

現状調査、予測及び評価の結果、環境配慮内容等を記載した報告書案を作成し、市長に提出するものとする。

コ 報告書の作成

報告書案の記載内容の周知を図るとともに、環境配慮の観点から提出された意見に対する計画策定局長等の見解を環境局長に提出するものとする。

報告書案に対する環境局長の意見を勘案するとともに、市民等の意見に配慮して、複数案の再検討を含め、報告書案の記載事項の検討、修正を行い、報告書を作成し、環境局長に提出するものとする。

2 複数案の設定に関する事項

(1) 複数案の設定範囲の検討

複数案は、対象計画の実施により保全、創造される内容も含めて、環境影響についての検討を行う上で特に重要な事項について検討できるものである必要がある。

計画の策定者は、複数案の設定に当たり、あらかじめ対象計画の特性を考慮して、以下の観点を参考に複数案の設定範囲を検討し、明らかに示す必要がある。

ア 計画の対象範囲

環境影響についての検討を行う上で特に重要な事項について検討することが必要であるため、事業の立地の大枠が決定される場合には、原則として立地についての複数案を設定することが適当であるが、例えば、ある特定の土地を開発することを目的とした計画では、立地についての複数案の設定は不可能であるなど、計画にはさまざまな制約条件がある。

このため、計画特性を踏まえ、当該計画のどの部分を複数案の検討対象とするかを明らかにする必要がある。

イ 環境影響の範囲

事業実施段階環境影響評価では、個々の事業の局地的な影響を予測、評価しているが、計画段階環境影響評価では、事業実施段階環境影響評価よりも幅広い案が比較検討されるため、例えば、ルートの違いによる自然環境への影響と騒音等の生活環境等への影響等、環境要素間のトレードオフの関係についての検討や環境面からの悪影響のみではなく、より環境保全に資する影響（例えば、道路整備による既存道路の渋滞緩和等）、波及的な効果について検討することも可能である。

このため、計画特性を踏まえ、複数案の検討対象とする環境影響の範囲を明らかにする必要がある。

(2) 複数案の設定方法

ア 複数案作成の原則

複数案の設定については、考えられるすべての案を検討する必要があるが、次の条件を満たしていることが重要である。また、設定した複数案相互の比較のほか、現状のまま推移した場合（現状から新たな行動を起こさない案）と比較することが望ましい。

(ア) 実現可能であること

技術的、経済的視点等からの制約を踏まえた現実的な案である必要がある。

(イ) 計画等の目的に合致していること

対象計画の本来の目的に合致したものである必要があり、対象計画の目的から乖離したり、対象計画の目的達成に著しく支障を来すような案でないことが必要である。

(ウ) 環境配慮の内容についての検討に適していること。

複数案の違いによって、環境要素への影響に明らかな違いがあることが必要である。

(エ) とりうる対策の幅を含んでいること

実現性や目的適合性を満足した上で、環境の観点からできるだけ多様な検討が可能な複数案であることが必要である。

(オ) 全体として組み合わせることができる案から構成されていること

対象計画が複数の施策から構成されている場合には、当該複数の施策が相互に矛盾がないような組み合わせであることが必要である。

イ 複数案の設定方針

複数案は、以下の設定方針を参考に設定することとする。

(ア) 考えられる選択肢を洗い出し、その可能性の中から複数案を選択する。

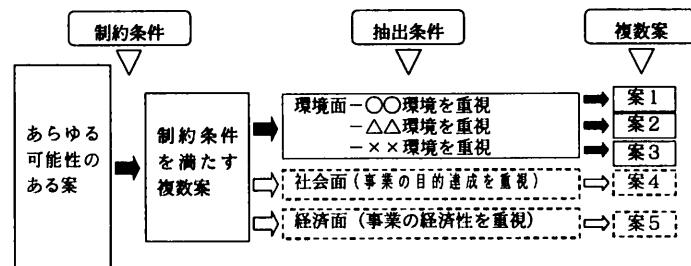
(イ) 最も問題となる（争点となる）環境要素を洗い出し、当該要素に係る複数案を検討する。（どの案でもあまり争点とならないような環境要素に係る複数案は採用しない。）

(ウ) 最も重要な環境課題を抽出し、それを解決する方法について検討できる複数案を作成する。

(エ) 将来的な目標を示し、その達成過程を検討して複数案を作成する。

ウ 複数案の抽出

あらゆる可能性の中から、計画特性を踏まえた制約条件を満たすさまざまな複数案を抽出する。次に、環境配慮の内容について適した案（相互に相連のある案）を抽出する。また、社会面、経済面からもそれぞれ意味のある案を抽出することが望ましい。（図－3）



図－3 複数案抽出の流れ

（3）複数案の作成方法

複数案は、以下に示す観点を踏まえて、分かりやすく記載する。

ア 複数案が取り得る可能性を分かりやすいかたちで提示する観点から、必要に応じて、技術的に可能な範囲で複数案に極端な案（あらゆる技術を用いて、環境配慮を講じる案等）を追加することを検討する。

イ 「環境上望ましい最良案」は、環境面でのトレードオフや選択の基礎を明らかにするという観点から、複数案の一つとして作成することが望ましい。

ウ 複数案の数が多すぎるとかえって分かりにくく、比較が困難にな

るほか、計画の策定者の負担が増加することから、3～5案程度の複数案が適当である。

エ 複数案は、最終的な意思決定に反映させるため、環境面からの情報を比較検討するものであることから、必ずしも複数案のどれかがそのまま最終的な計画になるわけではない。

（4）社会経済面の情報整理

作成した複数案について、計画等の実現可能性を検討する際の参考として、社会経済面の情報を整理する。

社会面の情報としては、計画等の目的にどの程度合致しているかを定性的に評価した結果などが考えられる。

経済面の情報としては、用地取得に要する費用や建設費、維持管理費等、事業の経済性に係る情報が考えられる。

3 計画段階環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法に関する事項

(1) 計画特性の把握

計画特性の把握として、以下の項目について調査するものとする。

- ア 対象計画策定の背景、対象計画の目的、期間等の基本的事項
- イ 対象計画と他の計画等の関係
- ウ 対象計画で定めようとする立地場所、施設配置等に関する事項
- エ 対象計画に含まれる事業の種類と規模
- オ その他対象計画に関する事項

(2) 地域特性の把握

地域特性は、対象計画の特性を考慮して、表－1を参考に把握するものとし、必要に応じて、表－1以外の項目を適宜追加して把握することとする。

地域特性の把握は、対象計画を実施しようとする地域を含む範囲を基本とし、原則として、最新の既存文献の収集、整理等により把握するものとするとともに、当該既存文献の出典を明らかにするものとする。

なお、表－1に示す項目について網羅的に把握するのではなく、配慮すべき環境がどのような状況にあるのかが明らかになるよう記載するものとする。

表－1 地域特性調査項目

区 分		調査項目の例
自然的 状 況	地 象	地形の分類、地質の構造等
	水 象	河川、池沼に係る流況等
	気 象	気温、湿度、降水量等
	生 態 系	植物の生育状況、動物の生息状況等

社会的 状 況	人 口	人口、世帯数、人口密度等
	産 業	産業別事業所数及び従業者数、生産量等
	土地利用	土地利用の現況、都市計画法に基づく地域地区等の決定状況、周辺地域における開発の動向等
	水域利用	上水・農業用水等の水利権の設定状況及び利水状況、地下水の利用状況、漁業権の設定状況等
	交 通	交通網、道路交通状況、鉄道・軌道の利用状況等
	都市施設等	下水道の普及状況、公園・緑地等の配置、学校・病院等の配置、野外レクリエーション地の概況等
	文 化 財	有形文化財、記念物、伝統的建造物群、周知の埋蔵文化財包蔵地及び文化財環境保全地区の分布
	景 観	美観地区、歴史的景観保全修景地区、自然風景保全地区、伝統的建造物群保存地区等の指定状況等
関係法令等による地域指定		環境要素に係る環境の概況、環境基準等の適合状況等

(3) 環境要素等の抽出

ア 環境要素の抽出

計画段階環境影響評価では、予測項目については、事業実施段階環境影響評価に準じて、表－2の環境要素を参考に、対象計画の特性を考慮して、選定するものとする。また、計画の熟度や入手可能なデータの有無によって、必要に応じて、予測項目を適宜追加するものとする。

表-2 環境要素の区分

1	大気質
2	騒音（低周波空気振動を含む。）
3	振動
4	悪臭
5	水質（底質、地下水を含む。）
6	土壌
7	水象
8	地形・地質
9	地盤
10	日照障害
11	電波障害
12	風害
13	植物
14	動物
15	生態系
16	景観
17	人と自然との触れ合いの活動の場
18	文化財
19	廃棄物等
20	地球環境への負荷
21	その他

イ 影響要因の把握

対象計画等の実施による影響要因について、表-3を参考に抽出するものとする。

表-3 影響要因の例

区 分	環 境 影 響 要 因 の 例
工 事	土地形状の改変（切土、掘削、埋立て等）、

	植生の改変（樹林の伐採等）、建造物等の構築、 既存工作物の解体、建設機械の稼働、建設資材等の運搬等
存 在	道路・鉄軌道・建築物等の存在、土地形状の改変等
供 用	自動車等の走行、建築物等の供用、人の立入等

ウ 環境影響評価を実施する環境要素の抽出

計画特性や地域特性を考慮して、当該計画等の実施により想定される影響要因と環境要素の関連を表-4に示す関連表を参考に整理し、対象計画の実施により、保全、創造される内容も含めて、影響を受けると考えられる環境要素を抽出するとともに、抽出した理由を明らかにするものとする。

特に、複数案の違いにより影響の程度が異なると考えられる環境要素を抽出するよう配慮し、例えば、工事の実施による騒音影響に係る詳細な評価など、事業実施段階環境影響評価の方が適切な環境配慮が検討できる環境要素まで抽出する必要はない。

表-4 影響要因・環境要素関連表の例

		工事中	存 在	供 用
大気環境	大気質			
	騒音			
	振動			
	悪臭			
水環境	水質			
	土壌			
	水象			
土壌環境	地形・地質			
	地盤			
都市環境	日照障害			
	電波障害			
	風害			

自然環境	植物			
	動物			
	生態系			
快適環境	景観			
	触れ合い活動の場			
	文化財			
廃棄物等	廃棄物、残土			
地球環境	地球温暖化			
	オゾン層破壊			

(4) 現状調査

ア 現状調査項目

現状調査項目は、計画特性や地域特性を考慮して対象計画の実施が環境に及ぼす影響の内容、程度（保全、創造される場合も含む。）について予測、評価するために必要な項目とする。

イ 調査地域

現状調査地域は、計画特性や地域特性を考慮して、適切に設定するものとする。

ウ 調査時期等

入手可能な情報の年次、事業による季節性、時間帯による変動等を考慮して、現況年次を定め、該当する資料の収集を行うものとする。

エ 調査手法

以下の手法及び留意事項に配慮して現状調査を実施するものとする。

(7) 調査は、原則として、既存文献の収集により実施するものとし、既存文献では、十分な情報が得られない場合には、必要に応じて、現地踏査やヒアリング等の現地調査を実施するものとする。

(イ) 既存文献の収集に当たっては、当該情報が記載されていた文献名、当該情報を得るために行われた調査の前提条件、調査地域の設定の根拠、調査の日時その他の当該情報の出典及びその妥当性

を明らかにできるようにしなければならない。

(ロ) 希少な動植物の生息又は生育に関する情報については、必要に応じ、公開に当たって種及び場所を特定できないようにすること、及びその他希少な動植物の保護のために必要な配慮を行うものとする。

オ 調査結果のまとめ

調査した結果について、市民に分かりやすく親しみやすい表現で示すこととし、イメージしやすい図やイラスト、グラフなどを用い、客観的に環境の現況が把握できるよう配慮する。

(5) 予測

ア 予測項目

予測項目は、抽出した環境要素への影響が把握できるとともに、複数案での評価を行うことを前提とした適切な項目とする。また、市街地の公園化や街路の植樹など、対象計画の実施によって環境面で保全、創造される要素については、予測項目として緑地創出等の指標を追加設定することが望ましい。

イ 予測地域

予測地域は、基本的に調査地域と同じとする。

ウ 予測時期等

対象計画の目標年次、事業による季節性、時間帯による変動等を考慮して、予測年次を定める。目標年次等がない場合は、事業の影響が最も大きくなる時期、供用後の安定した時期等の適切な時期とする。

エ 予測手法

予測は、計画特性及び地域特性を考慮して、複数案の比較検討を行うのに必要最小限な手法を選択することとし、事例の引用又は解析その他の手法により、環境への負荷量等を把握することとする。

予測手法については、可能な限り定量的に把握する手法とするが、既存資料が存在しない場合、入手がきわめて困難な場合、予測を行うためには多額の費用や期間が必要となる場合等は、定性的な把握

でもよいものとする。

定量的に予測する場合と定性的に予測する場合の予測手法の原則を以下に示す。

(7) 定量的予測の原則

- a 算定式、データの出典、予測条件を明らかにする。
- b 新たな指標を用いる場合、その定義を明確にする。
- c 予測条件や予測手法の精度に応じて、不確実性の程度を明らかにする。

(i) 定性的予測の原則

- a 定量的な予測をしなかった理由をできるだけ明記する。
- b 「○→△→×」などのランク予測を行う場合は、その根拠を明確に示す。
- c 文章表現の際には、他の案との違いを長所・短所も含めて的確に示す。

オ 予測結果のまとめ

予測結果について、市民に分かりやすく親しみやすい表現で示すことし、数値の羅列にならないよう、イメージしやすい図やイラスト、グラフなどを用い、複数案の比較検討について分かりやすく整理するよう配慮する。

(6) 評価

ア 評価項目

評価項目は、基本的に予測項目が含まれる環境要素とする。環境要素との直接的な関連性が明確でない場合は、新たな環境要素として定義し、予測結果の比較検討を行う際に、その利点等を明示しなければならない。

イ 評価手法

評価は、予測結果に対して、以下の事項に留意して、定量的又は定性的に行うものとする。

- (7) 複数案の比較検討に際して、定量的に評価する方が合理的かつ効果的である場合は、定量的に評価することも可能であるが、定

量的に評価する根拠が明確でない場合や過度に数値に依存しすぎる危険がある場合は、定性的な手法を用いることが望ましい。

- (i) 環境の保全及び創造の観点から評価を行う場合、環境の保全では、環境影響の回避及び低減の観点から評価を行い、環境の創造では、環境の現状からの改善効果について評価を行うこととする。
- (ii) 環境面の選定項目について、排出総量等の計画的な目標値が設定されている場合は、必要に応じて、その目標への貢献度や達成度について、明らかにすることとする。
- (i) 評価手法の科学的根拠や引用した事例の出典等を明記することとする。また、定量的手法の場合、予測結果を数値化する場合の方法の妥当性を検証することが重要であり、定性的手法の場合、複数案の違いが明確になるよう評価内容を整理することが重要である。

ウ 評価結果のまとめ

評価結果について、複数案の比較検討がやりやすいかたちに整理し、市民に分かりやすく親しみやすい表現で示すこととする。

評価結果の記載は、各案の長所、短所の他、環境配慮内容を整理し、明らかに示すものとする。

なお、設定された案について、例えば、A案は大気環境にとって最も望ましい案であるが、自然環境ではB案が最も望ましい案である等、環境要素により、最も環境影響が小さい案が異なり、環境面から最も優れた案を絞り込むことは難しいことから、環境面からの評価結果をもって、一つの案に絞り込むことは必ずしも必要ではない。

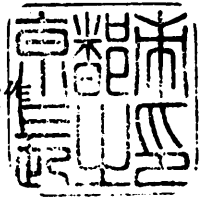
環 環 管 第 2 6 号

平成22年8月10日

京都市環境影響評価審査会

会長 池田 有光 様

京都市長 門川 大作



京都市環境影響評価等に関する条例改正に伴う
技術指針及び事前配慮指針の改定について（諮問）

標記のことについて、下記のとおり諮問しますので、御審議を賜り答申いただきますようお願い致します。

記

（諮問事項）

京都市環境影響評価等に関する条例改正に伴う技術指針及び事前配慮指針の改定について

（諮問理由）

本市では、平成11年6月に、規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業について、その事業に係る環境の保全について適正な配慮がなされることを確保すること等を目的として、京都市環境影響評価等に関する条例（以下、「条例」という。）を施行し、運用してきたところです。

環境影響評価法の改正に向けた国会での審議を踏まえ、条例の改正についても検討を始めておりますが、条例改正に伴い、条例第6条に定める「事前配慮指針」及び条例第8条に定める「技術指針」の改定について、諮問致します。

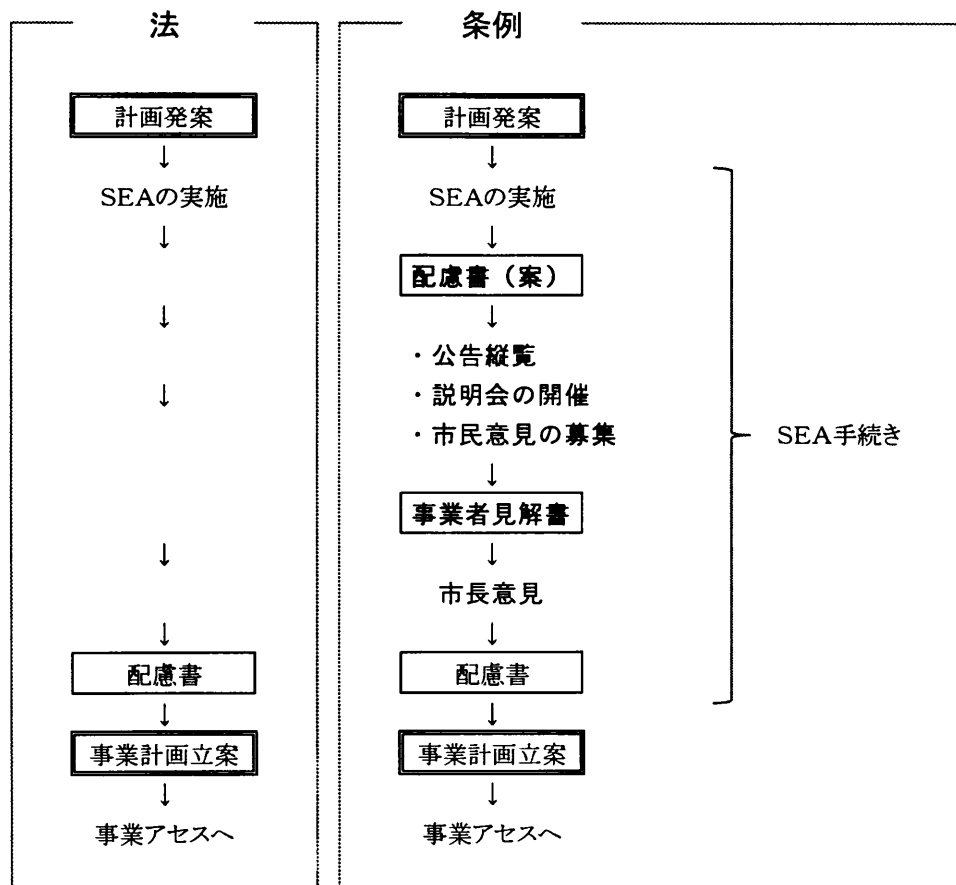
京都市環境影響評価等に関する条例改正（案）について

1 戦略的環境アセスメント（SEA）の義務化

環境影響評価法（以下、「法」という。）の改正に合わせて、戦略的環境アセスメント（以下、「SEA」という。）制度を導入する。

SEAの手続きについては、既に「京都市計画段階環境影響評価要綱」で定めた手順とし、事業の透明性を確保する。

配慮書（案）の提出、公告縦覧、説明会の開催、市民意見の募集、事業者見解書、市長意見



2 第1類事業、第2類事業を定義

現条例では、一定規模以上の事業について環境アセスメント（事業アセスメント）の実施を義務化している。

また、SEA制度について本市では、「京都市計画段階環境影響評価要綱」及び「計画段階環境影響評価技術指針」を定め、本市が行う一定規模の事業についてSEAを実施してきた。

今回、条例改正で民間事業を含めてSEA制度を導入することとし、対象事業を整理する。

第1類事業と、より小規模な第2類事業に分け、従前の要綱と同様、第2類事業については、SEA手続きのみを課すこととする。

(理由) より幅広い事業に対し、計画段階からの環境配慮を求め、環境影響を最小限に止めることとする。なお、第2類事業の対象は本市事業、市有地における民間事業、小規模開発事業(4ha以上の開発行為を想定)に限ることとする。

(現 行)

	対象事業	
対 象	民間事業も含む	
規 模	中規模	
手続き	事業アセス	



(改正案)

	第一類事業	第二類事業
対 象	民間事業も含む	京 都 市 の 事 業 市有地における民間事業 民間の小規模開発事業
規 模	中規模	小規模
手続き	SEA + 事業アセス	簡略SEA ^(※) のみ

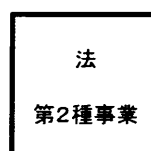
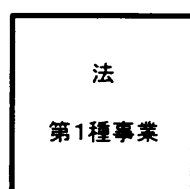
※ 簡略SEAとは、SEA手続きから説明会の開催・市民意見の募集を省いたもの。審査会審査有注法の第二種事業で、スクリーニングの結果、アセスメントを実施しないことになった事業は、市条例(第一類事業)でアセスメントの実施を求める。

法		条例	
第1種事業	SEA+事業アセス	第1類事業	SEA+事業アセス
第2種事業	スクリーニングによって SEA+事業アセス の実施の有無を決定	第2類事業	SEAのみ

①大



②小



3 細切れ開発等への対策

開発等の事業を複数回に分割して実施する場合にあって、事業の一体性が明らかで、合計面積が事業アセスメントの実施対象面積を超える場合は、事業アセスメント手続きの実施の実施を求める。

現条例では、事業アセスメント対象規模を下回るように、工期を複数回に分ければ、同手続きが不要となるが、明らかに一体的な事業と見なせる場合は、対象規模となった時点で事業アセスメント手続きを求める。

4 その他の条例改正事項

法の改正に合わせ、新たに盛り込むその他の事務手続きは下記のとおり。

- (1) 電子縦覧の実施（方法書，準備書，評価書）
- (2) 説明会の開催（方法書）
- (3) 法対象事業者へ直接，市長意見を述べる。（法との整合を図る）

対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の全部が京都市の区域に限られる場合は，京都市長が，方法書及び準備書についての意見を事業者に直接述べる事が可能となったため（改正法第10条第4項及び第20条第4項）。

- (4) 法対象事業の供用後事後調査を条例で義務付ける。
（工事中の事後調査は，法で義務付けられている。）

5 規則改正事項：条例改正と合わせて，同規則の見直しを下記のとおり行う。

- (1) 特定地域の拡大

鳥獣保護区・近郊緑地保全区域等は自然環境を保全すべき地域であるとともに，風致地区・建築物修景地区等は景観を保全すべき地域であることから，これらの地域を特定地域として，小規模事業であっても環境影響評価の手続きを求めてきた。

近年，市街地に隣接した近郊農地や河川敷等（市街化調整区域）についても，上記地域と同様，多様な生物の棲みかとしての役割が再認識されていることから，「市街化調整区域」を加え，特定地域を拡大する。

→ 別 図 参照

- (2) 開発行為のSEA対象規模を変更

都市計画法に定める開発行為を伴う事業について規模要件を変更し，より小規模事業からSEAの対象とする。

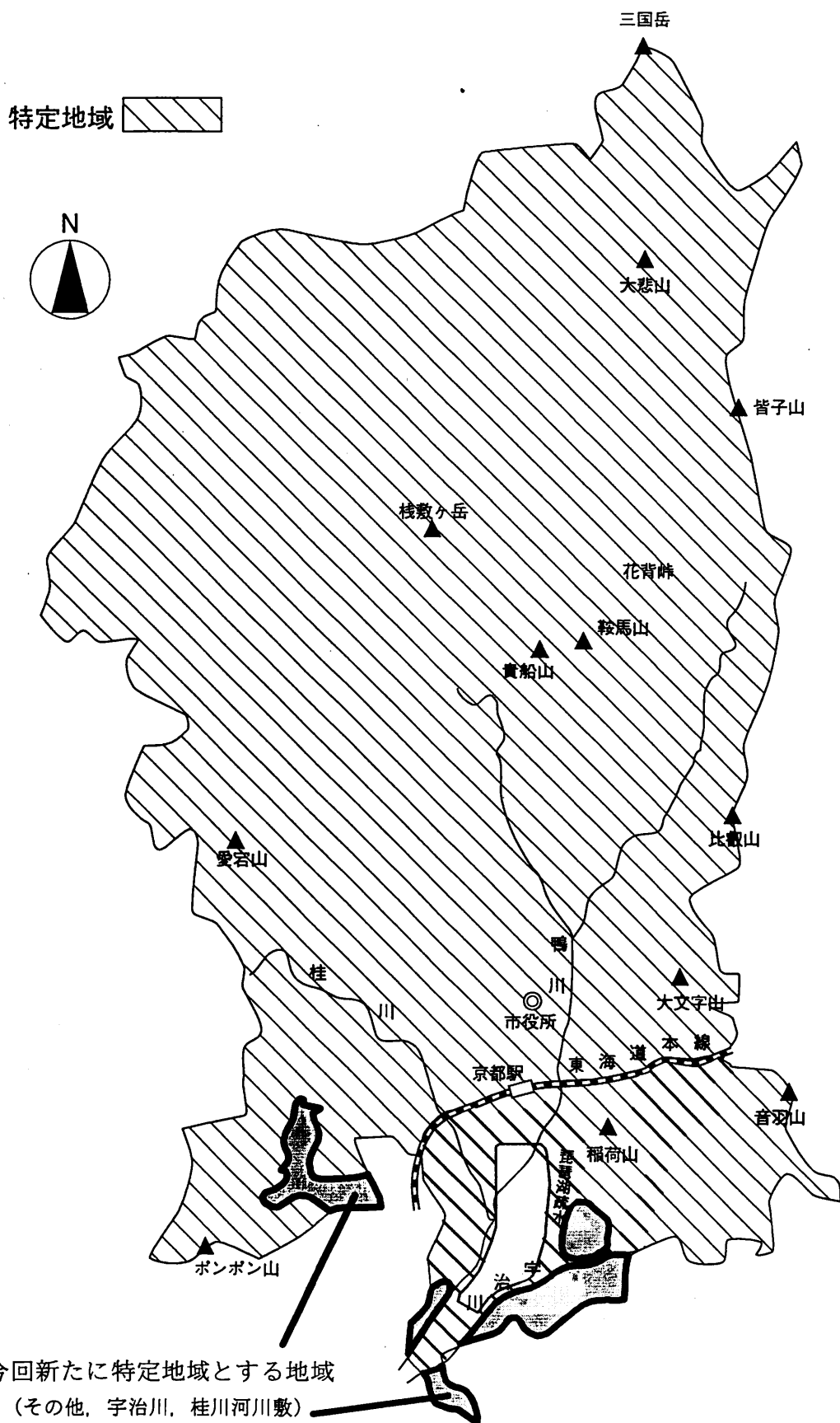
- (3) 風力発電事業の追加

法改正により風力発電事業が法対象事業となったことから，一定規模以上の風力発電事業を条例の対象とする。

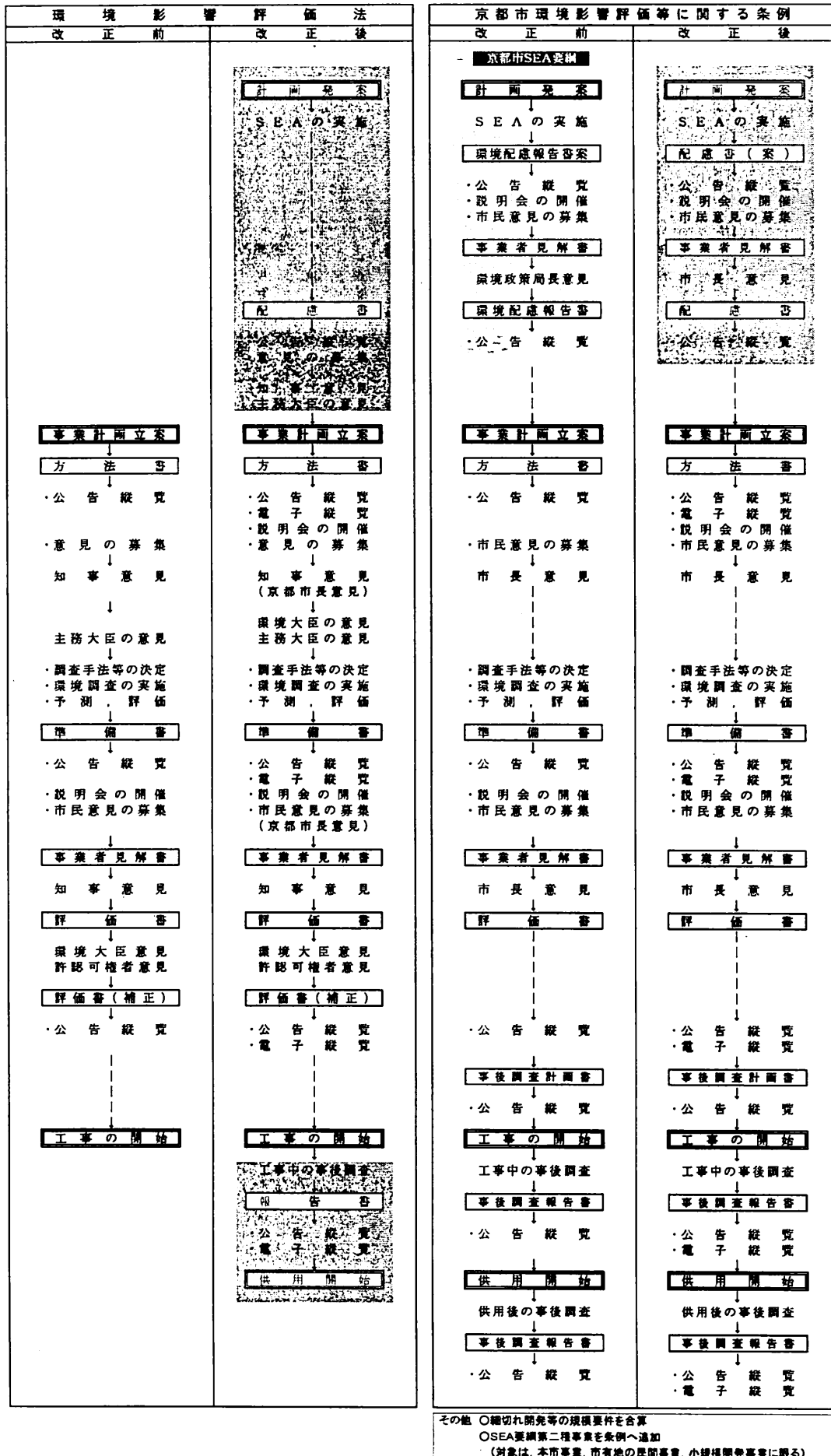
(4) 大規模建築物に係る高さ規定の規模変更

本市景観政策との整合を図るため、大規模建築物の規模要件のうち、高さ規定を31メートル超えに見直す(現行45メートル超え)。ただし、「延べ床面積50,000平方メートル以上」の規定は変更しない。

特定地域概略図



法及び条例の環境アセスメント事務手続きフロー図（改正前後の比較）



別表